

✚ 貨物概要

キャベツ、ねぎ、しょうが、たこをカットし、溶き卵を混ぜた後、焼き、ころも付けし、冷凍したもの

(成分割合)

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| キャベツ | 22% | パン粉 | 25% |
| ながねぎ | 6% | 小麦粉 | 5% |
| しょうが | 6% | 調味料 | 5% |
| 卵 | 6% | 水 | 20% |
| たこ | 5% | | |

(1袋当たりの重量) 500グラム

用途：油で揚げて食する。

✚ 分類

関税率表第 2004.90 号－2－(5) (統計番号 2004.90-299) の野菜の調製品

✚ 分類理由

キャベツ等から成る具を焼いた後、ころも付けし揚げた後、冷凍したものであり、ころもが全重量に占める割合は、キャベツ等の具より多くなっていますが、ころもは、具の調理のために付けたものであり、通常、ころもだけを食することを意図しているものではありません。

本品は、具を全重量の 4 割程度含有しており、風味は主に具により与えられることから、これらの具に特性があると認められますので、具のうち最大重量を占めるキャベツ等の野菜の調製品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)